

○公立大学法人福岡女子大学基金学術研究助成金交付事業実施要綱

平成18年11月14日

(目的)

第1条 本学の学部生・大学院生および卒業生・修了生が行う調査・研究、活動等に対して学術研究助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、研究活動を助成し、もって専門的知識と実践的な能力を備えた次代の女性リーダーの育成に寄与することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 交付する助成金の名称は、「公募枠研究助成金」（以下「公募枠」という。）及び「推薦枠研究助成金」（以下「推薦枠」という。）とする。

(交付内容)

第3条 助成金の交付内容は、次の表のとおりとする。

助成金の種別	交付額
公募枠	7万円
推薦枠	5万円

2 助成金の交付にあたっては、公募枠については年間3名とする。推薦枠については各コース・領域からの推薦者を選考し、3名とする。

(交付対象)

第4条 助成金の交付対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公募枠の対象は、男女共同参画社会の実現に資する調査・研究、活動等において特に成果が期待できると認められる個人または団体で、その代表者は本学学生及び卒業生とする。
- (2) 推薦枠の対象は、修士論文に取り組む大学院博士前期課程2年次に在籍する者で、将来その研究成果を社会に還元することが期待できると認められる者とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書等を5月1日から5月末日（ただし、土日祝日は除く。）の期間に、女性リーダーシップセンター（以下「センター」という。）に提出しなければならない。

- (1) 公募枠の場合は、申請書（様式第1号）とする。
- (2) 推薦枠の場合は、各コース・領域の推薦を得た申請書（様式第2号）とする。

(交付の決定)

第6条 助成金の交付対象者は、センターにおいて決定する。

- 2 助成金交付を決定された者は、交付決定後に研究題目及び研究内容を変更することはできない。ただし、センターがやむを得ないと認めて承認した場合においては、この限りでない。
- 3 助成金の採否については、6月末日までにセンターから申請者へ通知する。
- 4 助成金交付は、7月末日までに行うものとする。

(実績等の報告)

第7条 調査・研究、活動等の報告方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公募枠の場合は、翌年度6月末日までに報告書（様式第3号）及び研究成果をまとめ

た資料1部を、センターに提出しなければならない。

- (2) 推薦枠の場合は、翌年3月10日までに報告書(様式第4号)及び修士論文1部を、センターに提出しなければならない。

(取消処分等)

第8条 助成金交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付を取消し、又は既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき。
- (2) 前条に定める報告を行わないとき。
- (3) 申請書に記載した研究の実施を取りやめたとき。

(事務)

第9条 この要綱に定める事項に係る事務は、センターが行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福岡女子大学基金委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(承継)

- 2 福岡女子大学女性生涯学習研究基金学術研究助成金交付要項に基づき実施したものは、本要綱に承継するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。